

健生食輸発1007第1号  
令和6年10月7日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のジニコナゾール)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年9月25日付け健生食輸発0925第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、地方自治体が実施した収去検査の結果、中国産未成熟さやえんどうにおいて、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから中国産未成熟えんどうのジニコナゾールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和6年10月7日	中国	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	ジニコナゾール	